

令和7年第2回町議会臨時会会議の経過（5月9日）

議 長 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ちまして、御報告があります。4月1日付の人事異動で新しい課長が誕生いたしました。そこで、新しい課長の紹介を副町長よりお願いいたします。

副町長。

副 町 長 それでは、今話がありましたように4月1日に人事異動がございまして、新たに4人が課長のほうに昇任することになりました。ここで紹介させていただきますので、自己紹介で紹介させていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは会計課長からお願いします。

会 計 課 長 おはようございます。このたび、会計管理者兼会計課長を拝命いたしました山村と申します。至らない点多々あるかと思いますが、適正かつ効率的な会計事務を確実に遂行できるよう頑張ってまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

都 市 整 備 課 長 皆様、おはようございます。このたび、都市整備課長を拝命いたしました鈴木と申します。

都市整備課では、道路や公園など町民の皆様に直結する重要な業務を所管しております。最近では、山北鉄道公園のリニューアル、また、ぐみの木公園にドッグパークやスケートパークを開園を新たにしております。今後も引き続き皆様の声を聞きながら、インフラに力を入れまして、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

商 工 観 光 課 長 皆様、おはようございます。このたび、商工観光課長を仰せつかりました平野と申します。よろしくお願いいたします。

この後、スマートインターチェンジの開通も控えている中で、観光、商工業、様々な課題を抱えております。一つ一つの課題に真摯に取り組みながら、町の商工業、観光業の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

上 下 水 道 課 長      おはようございます。このたび、上下水道課長を拝命しました尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

上下水道課では、水道事業、それから下水道事業、町設置型事業などを所管しておりまして、施設の日常の維持管理はもとより、今後、更新対策、あるいは耐震化事業、そういった様々な事業を行わなければならない、また、その事業を行うための財源を確保するための公営企業の運営も行っているということで、非常に課題が多い状況でございます。そのような中ですが、精いっぱい努めさせていただきますので、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

議                      長      改めまして、これより令和7年第2回山北町議会臨時会を開会いたします。  
(午前9時30分)

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町                      長      皆さん、おはようございます。

今日は、令和7年第2回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

今年は寒の戻りの影響で、遅い桜の開花となりましたが、やまきた桜まつりやソーラン山北よさこいフェスティバルには、町内外から多くの方が訪れ、咲き誇る桜や華やかなイベントを楽しむ姿が見受けられました。また、先月26日には山北町立生涯スポーツセンターのオープニングセレモニーを開催し、今月3日から利用が開始となりました。「でごにスポーツハウス」という愛称で親しまれるこの施設が今後は世代を問わず幅広い方々の活動の場として活用されることを期待しております。

さらに4月29日には、例年多くのハイカーや登山客でにぎわう大野山開きを開催いたしました。当日は晴天にも恵まれ、青空の下、多くのハイカーで大変なにぎわいでございました。

議員の皆様におかれましては、やまきた桜まつりをはじめ、これらのイベントに御参加をいただき、改めて感謝申し上げます。なお、今月18日には西丹沢山開きも開催いたしますので、こちらにつきましても議員の皆様のお越

しをお待ちしております。

さて、山北町第6次総合計画の2年目となる本年は、子ども・子育て支援に関わる取組の充実と、自治体DXの推進に重点を置き、全力で進めてまいりたいと考えておりますが、特に子ども・子育て支援については、昨年度に庁内の出産・子育て応援プロジェクトチームからの様々な提案が事業化され、本町のさらなる出生率向上に向けて少しずつ動き出したところでございます。また、間もなく新茶の時期を迎えますが、関東大震災の産業復興策として栽培が始まった足柄茶が本年で誕生100周年を迎えます。昨今緑茶離れの声も聞かれますが、100周年記念限定の清香はほかのお茶とブレンドを行っていないシングルオリジンのお茶であり、多くの皆様に味わっていただきたい一品です。多くの方々に長年愛されてきた味と香りの足柄茶と同様に、本町も持続可能で愛され続けるまちづくりを進めてまいります。

一方、国内におきましては、2024年度の実質GDP成長率は4年連続のプラス成長となりましたが、依然として物価高騰の状況は変わらず、主食のお米については備蓄米の放出後も一部地域で米不足が見られ、価格の高値を維持したまま、家計への負担が懸念される状況であります。なお、国際情勢に目を向けますと、米国のトランプ政権による高関税政策が各所に影響を及ぼしており、日銀では高関税政策の影響を見極めるため、政策金利の据置きを決定しております。町といたしましても、こうした経済情勢の動向を引き続き注視していきたいと考えております。

さて、令和7年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、契約案件1件、人事案件1件、専決処分案件3件の合計5件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、山北町第9次行政改革大綱について、ほか3件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

議

長

ただいまから本日の会議を開きます。なお、通年輕装化を実施しておりますので、上着は適宜脱いでいただいて構いません。

臨時議会の議会運営について、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田

皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和7年第2回臨時会の運営についてを審査いたしましたので、その結果を報告します。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、契約案件1件、委員の選任1件、報告案件3件と任期満了に伴う各委員会の選任について及び足柄上衛生組合議会議員、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についての計10件であります。

審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議

長

議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は、委員長報告どおり本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号1番、和田成功議員、議席番号6番、大野徹也議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

なお、町長から、所用により途中退席したいとの申入れがありましたので、議長において、これを許可いたしましたので報告いたします。

日程第1、議案第35号 山北町役場庁舎空調システム等賃貸借契約の締結についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第35号 山北町役場庁舎空調システム等賃貸借契約の締結について。

山北町役場庁舎空調システム等賃貸借の賃貸借契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的。山北町役場庁舎空調システム等賃貸借。

2、契約の方法。一般競争入札による契約。

3、契約金額。一金 5 億7,206万2,920円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,200万5,720円）。

4、契約の相手。東京都千代田区神田練堀町 3 番地。東京センチュリー株式会社。代表取締役 藤原弘治。

令和 7 年 5 月 9 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町役場庁舎空調システム等賃貸借の賃貸借契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関わる条例第 2 条の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第35号 山北町役場庁舎空調システム等賃貸借契約の締結について御説明させていただきます。

初めに、今回の賃貸借契約の締結でございますが、提案理由にありますとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条において、予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負契約については議会の議決に付さなければならないと定められていますところ、今回の契約の内容には空調設備の設置工事が含まれていることから、ここで契約の締結についてお諮りするものでございます。

詳細につきましては、1 枚おめくりいただきまして参考資料、入札結果報告書により御説明させていただきます。

まず、賃貸借名につきましては、山北町役場庁舎空調システム等賃貸借でございます。庁舎の空調につきましては、平成12年の稼働開始後25年が経過しておりますところ、近年温度管理に不具合が発生することもございます、ここで更新を行い、以降、耐用年数を踏まえた13年間において維持管理費を含めたリース契約にて買取りを行うものでございます。

実際の入札につきましては、令和 7 年 4 月28日月曜日午前10時30分から役場防災対策室において開札を実施いたしましたところ、東京センチュリー株式会社が 5 億2,005万7,200円で落札をいたしました。契約金額につきましては、この落札額に消費税を加えた 5 億7,206万2,920円で、賃貸借期間につき

ましては、工事が完了した後の令和8年3月1日から令和21年2月28日までとなっております。

最後に、賃貸借の概要でございますが、まず空調設備等賃貸借といたしまして、13年間のリース期間満了後は設備の所有権を町に移す仕様となっております。

次に、空調設備等設置工事の設計でございますが、空調更新工事に必要な設計業務を盛り込んでおりまして、設計図一式と工事用製本図一式を納めていただきます。

次に、空調設備等設置工事の施工でございますが、設計図等に基づく工事の施工と完成後に竣工図一式を納めていただくものでございます。

最後に、空調設備等維持管理ということで、定期点検や清掃のほか、消耗部品の交換、簡易修繕まで含めた契約額の中で13年間維持管理を実施していただくという契約内容になってございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第35号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 今説明をいただきまして、13年間という期間なんですけれども、13年間の期間を終えて所有権が変わるときに新たな支出、持ち出し、この辺はどうなるのでしょうか。

議長 財務課長。

財 務 課 長 この契約期間満了後13年間経過した以降につきましては、財産そのものは完全に町のものになりますので、あとは通常の維持管理をなかなか職員では点検し切れない部分もございますので、維持管理の委託料が14年目からは、それだけのかかってくるということになってございます。

議長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これ、いわゆる電子計算機なんてそうなんでしょうけども、リース期間が終わっても町で維持管理をしたのがいいのか、いわゆる再リースをしたのがいいのか、その辺の検討はされたと思うんですけれども、それについて御説明いただきたいと思います。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 おっしゃるとおり、最初の契約期間満了後に再リースという選択肢も当然  
ございます。その13年経過後の設備の状況も、まだ今分らない状況ですの  
で、そこは、また今のここで契約締結したリース事業者と13年目、12年目ぐ  
らいから、この契約期間満了後以降のことについて相談しながら、設備のメ  
ーカーさんもありますので、その時点での設備の状況なども踏まえながら、  
再リースも一つの選択肢として持った状態で検討をして、その時点で検討さ  
せていただきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 定期点検をしながら13年ということで、当然定期点検をしないと老朽化が  
進んでしまうということから、そのような形で契約をされているということ  
だと思うんですけども、再リースと今そういうふうなお話の中で、13年間で  
年間4,400万ほど維持管理まで含めてかかるという状況だと思うんですけど  
も、その14年目から再リースとなった場合にどのぐらいの予算が予定される  
んですか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 では、再リースを選択した場合に、どのくらいになるかということでござ  
いますけれども、大変申し訳ございませんが、また近隣の状況もございま  
すので、今の時点ではいくらぐらいかというところはちょっと見通せておら  
ない状況でございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 そうしますと、やはり定期点検というものが非常に大事になるというこ  
とだと思いますので、自分のところで維持管理するという選択肢はないと思  
いますので、定期点検のほうをしっかりとってもらうような形でお願いをしたい  
と思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたい  
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第35号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第35号は原案とおり可決されました。  
日程第2、議案第36号 山北町共和財産区管理委員の選任についてを議題  
といたします。提案者の説明を求めます。  
町長。

町 長 議案第36号 山北町共和財産区管理委員会委員の選任について。  
次の者を山北町共和財産区管理委員会委員に選任することについて、山北町共和財産区管理委員会条例第3条の規定により議会の同意を求める。  
令和7年5月9日提出。山北町長 湯川裕司。  
氏名、岩元昭弘。  
住所、山北町皆瀬川177番地。  
生年月日、昭和40年9月11日。  
任期、令和7年5月9日から令和9年9月24日。  
提案理由。山北町共和財産区管理委員会委員として、岩本昭弘氏を選任したい  
ので提案するものです。  
詳細は担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第36号 山北町共和財産区管理委員会委員の選任について御  
説明申し上げます。

本件は管理委員会委員7名のうち、お一方から辞職願が提出されたため、補充  
委員を選任するもので、任期は残任期間となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

いらっしゃいませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第36号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第36号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第3、報告第2号 専決処分の承認について。

山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第2号 専決処分の承認について。

山北町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月9日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。

山北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 山北町条例第18号 山北町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御説明申し上げます。

3枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

地方税法及び地方法人法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が

令和7年3月31日可決成立、同日公布、4月1日施行されるため、当町においても、山北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、議会に報告し承認を求めるものです。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

1枚おめくりください。

第15条第3項は関係法律の改正に伴う項ずれによる改正でございます。

第29条第1項第1号に、原動機付自転車の新しい基準として、裏面を御覧ください。

ウ、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円を新設し、それに伴う同号の改正を行うものでございます。

それでは1枚戻っていただきまして、附則を御覧ください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

軽自動車税に関する経過措置。

第2項、この条例による改正後の山北町税条例第29条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、報告第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

それでは、質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議

長

御異議ないので、報告第2号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 挙手全員。よって、報告第2号は原案どおり承認されました。
- 日程第4、報告第3号 専決処分の承認について。
- 令和6年度山北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 報告第3号 専決処分の承認について。
- 令和6年度山北町一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。
- 令和7年5月9日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。
- 1ページをお開きください。
- 専決処分書。
- 令和6年度山北町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
- 令和7年3月31日。山北町長 湯川裕司。
- 2ページを開いて、1ページをお開きください。
- 令和6年度山北町一般会計補正予算（第9号）。
- 令和6年度山北町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,096万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億5,627万3,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 地方債の補正。
- 第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
- 詳細については、担当課のほうから説明します。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第3号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したものでございます。

最初の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては2款地方譲与税から23款町債までで、補正額7,096万9,000円を増額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費、3款民生費及び13款予備費を歳入同額で補正するものでございます。

下段の第2表地方債補正でございます。

事業費の確定などに伴いまして借入額を記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ確定に伴うものの補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款環境性能割交付金につきましても、確定によるものでございます。

12款地方交付税につきましては、特別交付税の確定によりまして5,261万5,000円を増額するものでございます。

13款交通安全対策特別交付金につきましても確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で事業費の確定による補正、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても事業費の確定によるも

のでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は保険基盤安定負担金の実績の確定によるものでございます。

2項県補助金、9目電源立地地域対策交付金、10目市町村自治基盤強化総合補助金、11目神奈川県市町村事業推進交付金は、それぞれ確定に伴うものの補正でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、各基金の利息の確定によるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は新市町村振興宝くじ交付金で、確定によるものでございます。

23款町債、1項町債は、先ほど「第2表 地方債補正」で御説明いたしました各事業の事業費の確定などによりまして、土木債、教育債、臨時財政対策債につきまして補正するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、財政調整基金の利息等の積立てと、公共施設整備基金積立金につきましては今後の施設更新等に備えて5,000万円の積立てをそれぞれ計上してございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定繰出金、保険財政安定化繰出金の実績により補正するものでございます。

13款予備費につきましては、1,618万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

議

長

説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。  
(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。  
日程第5、報告第4号 専決処分の承認について。  
令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。  
町長。

町 長 報告第4号 専決処分の承認について。  
令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。  
令和7年5月9日提出。山北町長 湯川裕司。  
提案理由でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。  
1枚お開きください。  
専決処分書。  
令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。  
令和7年3月31日。山北町長 湯川裕司。  
2ページ、3ページをお開きください。  
令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。  
令和6年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。  
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億781万8,000円とする。  
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、報告第4号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

まず初めに、補正予算の概要でございますが、保険基盤安定負担金の軽減分について、実績の確定により補正したものでございます。また、専決処分とさせていただきますのは、一般会計から国保特会への繰出しを年度内、すなわち令和6年度会計にて処理をする必要があったためでございます。それでは御説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰入金について、425万1,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、7款予備費を同額の425万1,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金は、3節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分繰入金につきましては、均等割、平等割の7割、5割、2割軽減の実績確定に伴い414万5,000円を増額するものでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金につきましても、実績の確定により10万6,000円を増額するものでございます。

続きまして歳出でございますが、今回の歳入補正に伴い歳出を増額する事業はなく、425万1,000円全額について予備費を増額するものでございます。

御説明は以上です。

議 長

説明が終わりましたので、報告第4号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第4号は原案とおり承認されました。  
ここで暫時休憩をいたします。  
再開時刻については、追ってお知らせいたします。  
なお、議員の皆様は全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集  
まりください。 (午前10時12分)

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時25分)  
ただいま、休憩中に石田照子議員から議長の辞職願が提出されました。こ  
のため、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議あり  
ませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議ないので、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思  
います。

地方自治法第117条の規定により、石田照子議員の退場を求めます。

辞職願について、事務局長より朗読させます。

事 務 局 長 それでは、辞職願の朗読をさせていただきます。

令和7年5月9日。山北町議会副議長 遠藤和秀殿。

山北町議会議長 石田照子。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願  
い出ます。

以上でございます。

副 議 長 石田照子議員の辞職願を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議ないので、石田照子議員の議長辞職を許可することに決定いたしま  
した。

石田照子議員の入場を求めます。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長 御異議ないので、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

ここで暫時休憩をし、全員協議会に切り替えたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

副 議 長 御異議ないのでただいまから401会議室において全員協議会を開催いたします。401会議室に移動をお願いします。

なお、再開時間は追って連絡いたします。 （午前10時29分）

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （午前10時36分）

議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。投票の準備を行います。議場の出入口を閉めてください。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の2項の規定によって、立会人に、2番、池谷仁宏議員及び、4番、高橋純子議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。大丈夫ですか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますので記入のほうよろしくをお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事 務 局 長 それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

議席番号1番、和田成功議員。2番、池谷仁宏議員。3番、瀬戸伸二議員。4番、高橋純子議員。5番、瀬戸恵津子議員。6番、大野徹也議員。7番、富田陽子議員。8番、府川輝夫議員。9番、熊澤友子議員。11番、児玉洋一

議員。12番、石田照子議員。10番、遠藤和秀議員。

副 議 長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

直ちに投票を開票します。

2番、池谷仁宏議員及び、4番、高橋純子議員は開票の立会いをお願いします。  
ます。（開票）

選挙の結果を報告します。

投票数12票、有効投票12票、無効ゼロ。有効投票のうち、瀬戸恵津子議員  
11票、石田照子議員 1票、以上のとおりです。

この選挙の法定は3票以上で、したがって瀬戸恵津子議員が議長に選出さ  
れました。

議場の出入口を開いてください。

ただいま議長に当選されました瀬戸恵津子議員が議長におられますので、  
会議規則第33条2項の規定により、議長当選の告知をしたいと思います。

議長に当選された瀬戸恵津子議員の御挨拶をお願いいたします。

議 長

皆様の温かい御信任により議長に選出されました。誠に光栄に存じます。  
そして、改めて責任の重さを感じているところでございます。今後は、さら  
に町民に信頼される議会を目指していきたいと考えております。多様なニー  
ズと多くの課題がある中、町の発展と町民福祉の向上のため、執行機関と一  
歩離れ、二歩は離れずにとということが言われております。そして、議会の使  
命であります民主的な批判と関心を持った議会として進められるよう、努め  
てまいりたいと考えております。

どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

副 議 長

議長に当選されました瀬戸恵津子議員の挨拶が終わりましたので、新議長  
は、議長席に着席をお願いします。

これをもって、議長選挙を、職務を全て終了いたしました。御協力ありが  
とうございました。

議 長

ここで、石田照子議員に議長退任の挨拶をお願いいたします。

5 番 石 田

改めまして、皆様こんにちは。このたび、2年間務めさせていただきました  
議会議長の職を晴れて解任することとなりました。この2年間は笑ったり

悩んだり、重責に潰されそうになりながら、何とか転ばずに乗り越えることができましたのは、皆様の御支援と感謝をいたしております。また、２年間いろいろな方との交流を通して、多くの学びと気づきがあり、充実した２年間に過ごさせていただきました。

これからは一議員として、それらの経験を生かし、町のために議会のために努力をしていく所存でございます。２年間本当にありがとうございました。そして、新しい新議長おめでとうございます。

議長 議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。議長の議席を１２番に、石田照子議員の議席を５番にそれぞれ変更したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議長の議席を１２番に、石田照子議員の議席を５番に、それぞれ変更いたします。

ここで暫時休憩をします。再開は１１時といたします。（午前１０時５１分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時００分）

ただいま休憩中に遠藤和秀議員から副議長の辞職願が提出されました。このため、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。地方自治法第１１７条の規定により、遠藤和秀議員の退場を求めます。

辞職理由について、事務局長より朗読をさせます。

事務局長 それでは、辞職願の朗読をさせていただきます。

令和７年５月９日。山北町議会議長 瀬戸恵津子殿。

山北町議会副議長 遠藤和秀。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いします。

議長 遠藤和秀議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、遠藤和秀議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

遠藤和秀議員の入場を求めます。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙をしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。  
ここで暫時休憩をし、全員協議会に切り替えたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいまから401会議室において、全員協議会を開催いたします。401会議室に御移動願います。(午前11時02分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時07分)

日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。投票の準備を行います。議場の出入口を閉めます。  
ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、2番、池谷仁宏議員及び、4番、高橋純子議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事 務 局 長 それでは、議席番号と氏名を呼び上げますのでよろしくお願いします。

1番、和田成功議員。2番、池谷仁宏議員。3番、瀬戸真司議員。4番、高橋純子議員。5番、石田照子議員。6番、大野徹也議員。7番、富田陽子議員。8番、府川輝夫議員。9番、熊澤友子議員。10番、遠藤和秀議員。11番、児玉洋一議員。12番、瀬戸恵津子議員。

議 長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。直ちに開票を行います。

2 番、池谷仁宏議員及び、4 番、高橋純子議員は、開票の立会いをお願いします。（開票）

それでは、集計の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、和田成功議員 8 票、大野徹也議員 3 票、児玉洋一議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数 3 票です。したがって和田成功議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま副議長に当選された和田成功議員が議場におられますので、会議規則第33条第 2 項の規定により副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選された和田成功議員に就任の挨拶をお願いいたします。演壇までどうぞ。

副 議 長 このたび、副議長に選任されました和田成功でございます。

身に余る重責を担うことになり、身の引き締まる思いであります。今後は議長を補佐し、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えております。また、議会の品位を保ち、町民の皆様の負託に応えられるよう、全力で職務に取り組む所存であります。

職員の皆様並びに議員各位におかれましては、これまで以上の御指導御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

議 長 ここで、遠藤和秀議員に副議長退任の挨拶をお願いいたします。

10 番 遠 藤 2 年間協力ありがとうございました。また新議長、新副議長とともに今までどおり皆様の協力をしてやっていただきたいと私は思っております。これから新議長、副議長よろしくお願いします。

私からは以上です。

議 長 ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

(午前11時19分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時25分)

ここで町長から監査委員についての報告があります。

町 長 先ほど、瀬戸恵津子議員より監査委員の退職願が出され、受理いたしましたので報告いたします。

令和7年5月9日。山北町長 湯川裕司殿。

山北町監査委員 瀬戸恵津子。

退職願。

このたび一身上の都合により山北町監査委員を退職したいので、地方自治法第198条の規定により、承認されるようお願いいたします。

議 長 以上のことでありますので、ここで暫時休憩をし、全員協議会を開催したいと思いますので、401会議室にお集まりください。

なお、理事者側につきましては、要請があるまで待機願います。

(午前11時26分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時33分)

日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

山北町議会委員会条例第3条の規定により、各常任委員会の委員の任期が満了となったので、各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先例に倣い、各議員から希望を取り、それを参考に選考委員により各常任委員会に配置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選考委員の選出についてお諮りします。

皆さんの御意見をいただきたいと思います。参考までに先例について申し上げますと、委員は、議長、副議長及び議長経験者となっております。選考を議長、副議長及び議長経験者の3名で行いたいと思いますので、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、選考委員は、私、瀬戸恵津子と副議長の和田成功議員、

議長経験者の石田照子議員、府川輝夫議員、児玉洋一議員の5名で行いたいと思います。

これにつきましては、これから用紙を配付させますので、希望する委員会に丸印をつけていただきたいと思います。

それでは、事務局より用紙を配付いたします。

記入は終わりましたでしょうか。

それでは用紙を回収させていただきたいと思います。

事務局で用紙の回収をお願いいたします。

ただいま確認をいたします。全て回収いたしました。

なお、選考委員としては、皆さんの希望を最大限に入れるつもりではございますが、万が一御希望に添えない場合もあるかと思いますが、ぜひ御一任いただきますようお願い申し上げます。

それでは委員会の構成を行いたいと思いますので、選考委員の各議員は、議長室にお集まりいただきたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って連絡いたします。

(午前11時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時00分)

各常任委員会の委員の選考結果を事務局長に報告させます。

事務局長 それでは、選考の結果を報告いたします。

総務環境常任委員会。1番、和田成功議員、2番、池谷仁宏議員、3番、瀬戸伸二議員、5番、石田照子議員、6番、大野徹也議員、10番、遠藤和秀議員。

続きまして、福祉教育常任委員会。4番、高橋純子議員、7番、富田陽子議員、8番、府川輝夫議員、9番、熊澤友子議員、11番、児玉洋一議員、12番、瀬戸恵津子議員。

以上のとおりであります。

議長 御希望に添えなかった点は御了承をいただき、以上のとおり、常任委員にそれぞれ選任したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議ないので、選考どおりそれぞれの常任委員に選任することに決定い

たしました。

それでは、ここで各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただくために、暫時休憩をしたいと思います。

また、議会運営委員会委員の選任についても併せて各常任委員会で選任をお願いしたいと思います。

委員会条例第3条の3、第2項で、議会運営委員は6名となっております。議会運営委員につきましては、各常任委員会より3名ずつ選任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 それでは、常任委員会ごとに正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので申し添えます。

また、今お願いいたしました議会運営委員の選任につきましては、正式にこの後の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

総務環境常任委員会は402会議室、福祉常任委員会は403会議室でお願いいたします。

それでは暫時休憩をいたします。(午後1時03分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時12分)

各常任委員会の互選の結果を事務局長より報告させます。

事務局長 それでは、互選の結果を報告いたします。

総務環境常任委員会委員長、池谷仁宏議員。副委員長、瀬戸伸二議員。

福祉教育常任委員会委員長、児玉洋一議員。副委員長、高橋純子議員。

以上のとおりでございます。

議長 ただいま事務局長が報告いたしましたとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりました。委員長及び副委員長には、各常任委員会の運営をよろしくをお願いいたします。

先ほど町長報告どおり、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、監査委員の選任を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、日程第11、議案第37号 山北町監査委員の選任について

を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石田照子議員の退場を求めます。

それでは提案者の説明を求めます。

町 長 議案第37号 山北町監査委員の選任について。

次の者を議会議員選出による山北町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月9日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、石田照子。

住所、山北町岸177番地の20。

生年月日、昭和30年4月14日。

任期。令和7年5月9日から令和9年4月30日。

提案理由でございますが、議会議員のうちから選任された監査委員、瀬戸恵津子氏から退職願が提出され、これを承認したことに伴い、石田照子氏を監査委員に選任することについて議会の同意を得たいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第37号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第37号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第37号は、原案とおりに同意することに決定いたしました。

石田照子議員の入場を求めます。

日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

山北町議会委員会条例第3条の第3項の規定により、議会運営委員会委員の任期満了に伴い、同委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議長

が会議に諮って指名することになっておりますが、先ほどお願いしましたように、各常任委員会で選任していただいた3名ずつの委員を各常任委員会から報告願います。

最初に、総務環境常任委員会、池谷仁宏委員長、報告願います。

2 番 池 谷 報告いたします。

総務環境常任委員会は、池谷仁宏議員、大野徹也議員、遠藤和秀議員を議会運営委員に選任いたします。

議 長 続いて、福祉教育常任委員会、児玉洋一委員長、報告を願います。

11 番 児 玉 福祉教育常任委員会では私、児玉洋一、それから高橋純子議員、熊澤友子議員を議会運営委員に選任をいたしました。

以上です。

議 長 ただいま各常任委員長より6名が報告されましたが、報告どおり議会運営委員に選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告どおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、従前どおりによりますと、議会運営委員会には議長がオブザーバーとして出席をさせていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議会運営委員会に議長が出席することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、6名の議会運営委員の方は402会議室にお集まり願います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので申し添えます。

それでは、暫時休憩いたします。(午後1時18分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時24分)

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

事 務 局 長 それでは、互選の結果を報告いたします。

委員長、大野徹也議員、副委員長、児玉洋一議員。

以上のとおりでございます。

議 長 事務局長報告どおり、委員長に大野徹也議員、副委員長に児玉洋一議員の  
2名が決定いたしました。

日程第13、広報広聴委員会委員の選任についてを議題といたします。

山北町議会広報広聴委員会に関する条例第4条の規定により、広報広聴委員会委員の任期満了に伴い、同委員会委員の選任を行います。

なお、広報広聴委員は、広報広聴委員会条例第3条の規定により、議長を除く全議員をもって組織することとなっています。

ここで暫時休憩をし、広報広聴委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、401会議室で最初に委員長の互選を行います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので申し添えます。

委員長が互選されましたら、引き続き副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。(午後1時26分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時41分)

広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

事 務 局 長 それでは、互選の結果を報告いたします。

委員長、高橋純子議員、副委員長、富田陽子議員。

以上のとおりでございます。

議 長 事務局長報告のとおり、委員長に高橋純子議員、副委員長に富田陽子議員  
の2名が決定いたしました。

日程第14、足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より説明させます。

事 務 局 長 足柄上衛生組合同規約第5条第2項で、組合組織は各市町の議会において互  
選した者2名とすることになっております。

また、第6条第1項で、任期は各市町の議会議員の任期によるものとなっ

ておりますが、今まで選出されていた議員から辞職願が提出され、受理されておりますので報告させていただきます。

参考までに、今までは議長と福祉教育常任委員長が選任されております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

ございませんか。

質疑がないので、お諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の瀬戸恵津子と副議長の和田成功議員の2名を指名いたします。

以上の者を当選人と決定することに御異議ございますか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、足柄上衛生組合議会議員は、議長の瀬戸恵津子と副議長の和田成功議員の2名を当選人と決定いたしました。

日程第15、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長 足柄西部清掃組合同規約第5条第2項で、組合議員は、各町の議会議員のうちから3名を選挙するとなっております。

また、第6条第1項で、任期は各町の議会議員の任期によるものとなっておりますが、今まで選出されていた議員から辞職願が提出され、受理されておりますので報告させていただきます。

なお、参考までに申し上げますと、今までは議長、副議長、総務環境常任委員長が選任されています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないのでお諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議

長 御異議ないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の瀬戸恵津子と副議長の和田成功議員、総務環境常任委員長の池谷仁宏議員の3名を指名いたします。

以上の者を当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので足柄西部清掃組合議会議員は、議長の瀬戸恵津子と副議長の和田成功議員、総務環境常任委員長の池谷仁宏議員の3名を当選人と決定いたしました。

以上をもって全日程を終了しましたので、令和7年第2回山北町議会臨時会を閉会といたします。

なお、全員協議会を14時から行いますので、401会議室へお集まりください。

(午後1時46分)